

別表一

三			二			一			番号			
三件			一件			四件			請求			
三件			一件			四件			発付			
銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項後段、第三条第一項、刑法第六十条） 【拳銃の加重所持等】			銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条第一項、第三条の十三、刑法第六十条） 【拳銃の発射】			覚せい剤取締法違反（同法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】			罪名（罰条）			
携帯電話			携帯電話			携帯電話			通信手段の種類			
日間 二十五	間 十六日		間 十七日			間 三十日			七日間	七日間	実	
回 四百八十	回 六百七十		回 二百八十			回 三百九十			回 五十八	回 百八十	施 回数	
なし	なし		なし			回 三十			なし	九 三十	第 一 号	第 二 十 一 条 第 一 項
なし	なし		なし			なし			なし	三 回	第 三 号	期 間
なし			なし			一人			逮捕 人員 数			

五			四		番号	
三件			二件		請求	
三件			二件		発付	
<p>麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第一項、覚せい剤取締法第四十一条第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚醒剤等の輸入】</p>			<p>銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の四第一項、第三条の七、第三十一条の九第一項、第三条の九、第三十一条の三第一項後段、第三条第一項、刑法第六十条） 【拳銃等の譲渡、拳銃の所持】</p>		<p>傍 受 令 状</p>	
携帯電話			携帯電話		通信手段の種類	
間三十日	間三十日	四日間	十日間	十日間	実	
なし	回百一十七	一回	回九百三十	回百七十五	施	
なし	六二十回	なし	なし	なし	回数	期 間
なし	なし	なし	なし	なし	第一号 第二号	
なし			なし		逮捕人員数	

七	六				番号		
一件	五件				請求	傍	
一件	五件				発付		
【業として行う覚醒剤等の譲渡】 麻薬特例法違反（同法第五号第四号、第八号第二号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二号、同第一号、刑法第六十条）	【業として行う覚醒剤の譲渡】 麻薬特例法違反（同法第五号第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二号、同第一号、刑法第六十条）				罪名（罰条）	受令状	
携帯電話	携帯電話				の通信手段 種類		
二日間 二十八	十四日 間	十九日 間	八日間	十九日 間	実		
三百四十 六回	二十 二回	四百三十 回	三百七十 回	三百四十 三回	通話 回数	施	
六百九十 回	なし	百十 回	二十 回	三十 四回	第一号	期	
なし	なし	なし	なし	なし	第二号	間	
十二 人	十一 人				逮捕 人員数		

八								番号		
九件								請求	傍	
九件								発付		
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八 条第二項、覚せい剤取締法第四十一条 の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】								罪名（罰 条）	受令状	
携帯電話								の通信手 種手段 類		
間十一 日	間十六 日	二日間	間十二 日	間十三 日	九日間	五日間	間十八 日	実		
一八九 回十百	二六千 回十百	なし	回十二 一百	六二百 回百	二回	なし	回十百 三十六	回数	施	
回十百 三四	回十百 七九	なし	回十二	回十七	なし	なし	一回	第一号	期	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二号	間	
八人								数人員	逮捕	

十		九		番号	
三件		一件		請求	
三件		一件		発付	
組織的犯罪処罰法違反（同法第三条第一項第三号、刑法第九十九条、第六十条） 【組織的な殺人】		麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】		罪名（罰条）	
携帯電話		携帯電話		通信手段の種類	
間二十日	日間二十四	日間二十七	間三十日	実	
一九二回	三九千回	回十六百	四六六回	施	
なし	五四回	二回	九八回	期	
なし	回二十	一回	一回	間	
なし		七人		逮捕人員数	

(注一) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

(注二) 組織的犯罪処罰法の条項については、平成二十三年法律第七十四号による改正前のものである。